



飛鳥村防災訓練について

飛鳥村防災訓練につきましては、8月27日(日)午前9時に開催を予定しています。

午前9時に同報無線等により案内をしますので、広報8月号に差込みした「避難所利用者登録票」と「非常持出し袋」を持って避難行動を開始してください。

皆さまも避難場所等の確認や非常持出し品の準備など、日頃からの備えをお願いします。

問合せ先

総務部総務課



物価高騰対策 商品券を配布します

物価高騰に伴う家計負担の緩和対策として、村の全世帯に1万円分の商品券を配布します。

商品券について

額面 1万円(500円券20枚綴り)

〔使用期間〕 9月1日(金)～令和6年2月29日(木)

〔使用店舗〕 飛鳥村商工会にて登録された商品券取扱店

〔配布方法〕 対象となる世帯の世帯主へ簡易書留にて郵送

対象世帯

令和5年7月1日時点で村内に住所を有する世帯で、商品券の交付日前日まで引き続き村内に住所を有する世帯

その他

商品券は8月下旬頃の交付を予定しています。郵便事情により配達に1週間程度かかりますので、ご了承ください。

問合せ先

総務部総務課

飛鳥村共通商品券 発売のご案内

食料品の急騰をはじめインフレの家計への影響が厳しくなる中、商工会では地元のお店・飲食店そして消費マインドを元気にするために、20%プレミア付「飛鳥村共通商品券」を発売します。毎年好評につき早々に完売しますので、お早めにお買い求めください。

●発売価格 1冊 5,000円

(額面 6,000円)

4,000冊発行

●発売日時 9月1日(金)販売開始

(受付：午前8時30分～午後5時)

※1人につき1日2万円(4冊)まで購入できます。なお、残数がある場合のみ、翌日2日(土)午前8時30分より販売しますが、完売次第、販売を終了します。

発売場所

飛鳥村産業会館

有効期限

令和6年2月29日(木)

問合せ先

飛鳥村商工会

☎5211002

敬老会のお知らせ

本村では、多年にわたり郷土および社会の進展に貢献された方々に感謝するとともに、長寿をお祝いする敬老会を次のとおり開催します。

日時

9月16日(土)

受付

午前8時30分～9時25分

式典・アトラクション

午前9時30分～午後0時20分

(予定)

場所

中央公民館ホール

対象者

昭和25年4月1日以前に生まれた方

案内状については、9月上旬までにご自宅へ郵送します。

持ち物

80歳以上の方は敬老金の支給がありますので、必ず案内状と印鑑(シャチハタ不可)をお持ちのうえ、敬老会にお越しください。

問合せ先

すこやかセンター内福祉課

防災行政無線を用いた同報無線の実施

地震・津波や武力攻撃などの発生時に備え、次のとおり情報伝達訓練を行います。この訓練は、全国瞬時警報システム(Jアラート)*を用いた訓練で、本村以外の地域でも様々な手段を用いて情報伝達訓練が行われます。聞き逃した時などには、音声自動応答サービス(以下に、記事を掲載しています)をご利用ください。

(1)訓練実施日時 8月23日(水) 午前11時ごろ

(2)訓練で行う放送試験

村内56カ所に設置してある同報無線から、一斉に次のように放送されます。

各家庭の防災ラジオからも同様に放送されますので、この機会に防災ラジオの作動確認もお願いします。

情報伝達手段	放送内容
同報無線 (防災ラジオ)	上りチャイム音 + 「これは、Jアラートのテストです。」×3訓練放送文..... + 下りチャイム音



*Jアラートとは、地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、国から人工衛星などを通じて瞬時にお伝えするシステムです。

●問合せ先 総務部総務課

同報無線の内容を 電話で確認できる 音声自動応答サービス

同報無線で放送した内容は、次の番号へお電話いただくことで確認できます。

聞き逃したとき、聞き取りにくかったときなどにご活用ください。

☎ 0800-200-5656

県内の固定電話からのみ利用可能
※通話料は無料です。

☎ 0567-52-1451

携帯電話または県外から利用する場合はこちらをご利用ください。
※通話料がかかります。

※おかけ間違えのないようお願いいたします。

※混雑時には通話中となる場合がありますので、しばらくしてから再度おかけ直してください。

●問合せ先

総務部総務課



令和6年度事業に対する 要望について

本村が実施する事業について地区の総意としての要望を把握し、次年度の事業計画を立案することで、住民ニーズに沿った、効果的な公共事業の推進を図っています。各地区の村事業に対する要望は、9月29日(金)までに各地区区長に申し出てください。

なお、村事業の申請は地区の総意としての要望を収集することを目的としており、個人が直接担当課へ要望されても受付できない場合があります。ただし、道路の陥没や防犯灯の破損等、緊急を要する場合や、個別相談については、直接担当課までご連絡ください。

●事業内容

防犯灯新設、ごみ集積場移転および修繕、道路改築・道路損傷個所の修繕、防護柵・カーブミラー・交通安全灯・道路標識の修繕等

●問合せ先

開発部建設課



令和5年度 新型コロナウイルスワクチン接種 (春開始接種)について

令和5年春開始接種の期間は8月31日(木)までです。対象者で接種を希望される方は、早めに医療機関へご予約ください。

●接種の対象者

初回接種(1・2回目)を終了し、前回接種から3カ月を経過した
①65歳以上の方
②5～64歳で基礎疾患を有する方
またはその他重症化リスクが高
いと医師が認める方

③医療従事者および高齢者施設・障害者施設等従事者の方

●接種期間

5月8日(月)～8月31日(木)

●接種券について

対象者①65歳以上の方には、5月に接種券等を発送しました。(お手元に村が発行した未使用の接種券をお持ちの方はそちらをご使用ください)

※対象者②③に該当する方や接種券を紛失、転入等の理由により接種券の発行を希望される方は、窓口・郵送・FAX・電子申請

にて接種券発行の手続きをお願いいたします。詳細は、村公式ホームページをご覧ください。

●接種方法

医療機関における個別接種となります。すこやかセンターでの集団接種は予定していません。

●接種を受ける際の費用

全額公費で行うため、無料です。

接種期間延長により、引き続き、12歳以上の初回接種(1・2回目)、小児(5～11歳)・乳幼児(生後6か月～4歳)の接種についても実施しています。

新型コロナウイルスワクチン接種に関する詳しい内容は、村公式ホームページ「新型コロナウイルスワクチン特設ページ」をご覧ください。



村公式ホームページ

●問合せ先

すこやかセンター内保健環境課

休日もマイナンバーカードの 受け取りを受け付けます

8月12日(土)午前9時～正午

次の必要書類を持って住民課までお越しください。

- ・個人番号カード交付通知書(ハガキ)
- ・通知カード(薄緑色の紙のカード)
- ・本人確認書類

1点で確認できるもの・・・運転免許証、パスポート等

2点で確認できるもの・・・健康保険証、介護保険証、学生証等

※マイナポイントの申請期限は9月末までです。



●問合せ先 民生部住民課

失業した方へ 国民健康保険税が 安くなります

失業した方のうち、倒産や解雇（特定受給資格者）、雇止めなどによる離職（特定理由離職者）をされた方は、国民健康保険税が軽減されます。軽減を受ける方は、住民課窓口で申請してください。

- **対象者** 次の条件を全て満たす方
- ① 離職日時点で65歳未満の方
- ② 雇用保険の特定受給資格者（倒産・解雇）または特定理由離職者（雇止め）

● **軽減額**
国民健康保険税は、前年の所得などにより算定されます。対象者の前年の給与所得をその100分の30とみなして算定を行います。

● **軽減期間**
離職の翌日の属する月から翌年度末までです。雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります。国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き対象になります。会社の健康保険に加入するなど国民健康保険を

脱退すると終了します。

● 持ち物

- ① 国民健康保険被保険者証
- ② 雇用保険受給資格者証
- ③ マイナンバーカードまたは通知カード
- ④ 本人確認書類

● 問合せ先

民生部住民課

国民健康保険からのお知らせ

● 新しい保険証を送付します

現在、皆さまがご持ちの国民健康保険被保険者証の有効期限は、8月31日（木）までです。9月1日（金）から使用できる保険証を、8月下旬に「簡易書留郵便」にて各世帯に送付します。有効期限が過ぎた保険証は使用できませんので、ご自宅において破棄してください。

● 忘れていませんか

会社の健康保険等に加入された場合は、必ず14日以内に国民健康保険の資格喪失の届出をしてください。

● 問合せ先

民生部住民課

手当の現況届、所得状況届をご提出ください

児童扶養手当、愛知県遺児手当、特別児童扶養手当、在宅重度障害者手当、特別障害者手当、障害児福祉手当を受給されている方は、毎年現況届または所得状況届の提出が必要です。これは、引き続き受給資格を満たしているか等を確認するための大切な手続きです。対象の方には、個別に案内を送付していますので、ご確認ください。

提出がない場合、手当の受給ができなくなりますのでご注意ください。

● 提出方法

住民課窓口にて書類の記入や聞き取りをさせていただきます。ご提出いただきます。時間に余裕をもってお越しください。

● 必要書類等

送付した案内にてご確認ください。

● 問合せ先

民生部住民課

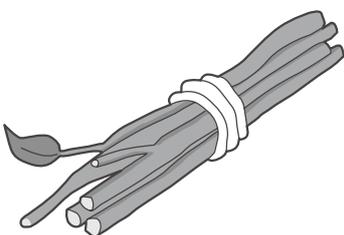
道路に越境した 植栽のせん定に ご協力ください

個人宅等の竹木等植栽が道路敷まで越境し、通行の妨げとなっているとの通報を受ける事例があります。

私有地の生垣や庭木等の倒木、道路上に張り出した枝への接触等により通行中の歩行者や車両が損傷する事故等が発生した場合には、樹木の所有者が責任を問われる場合がありますので、樹木管理にご協力ください。

● 問合せ先

開発部建設課





低所得世帯支援給付金のご案内

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯(住民税均等割非課税世帯)に対して、**1世帯あたり3万円**を支給します。

●支給対象者

令和5年6月1日時点において本村に住民登録があり、世帯全員が**令和5年度分の住民税均等割が非課税の世帯**

※次の世帯は対象となりません。

- ・世帯全員が、令和5年度分の住民税が課税となっている他の親族等の扶養を受けている世帯
- ・租税条約を適用されている方がいる世帯
- ・令和5年度に支給が開始された価格高騰対策を目的とした給付金(子育て世帯生活支援特別給付金を除く)を他の自治体から受給した方およびその方と同じ世帯にいた方がいる世帯
- ・令和5年1月2日以降に海外から入国した方を含む世帯

●支給額

1世帯あたり3万円

●手続き

①令和5年1月1日時点で世帯全員が本村に住民登録がある世帯

対象となる世帯に8月中に確認書を発送します。内容をご確認いただき、必要事項を記入して同封の返信用封筒にて返送してください。

②令和5年1月2日以降に日本国内から本村に転入した方を含む世帯

申請書の提出が必要です。

③未申告の方を含む世帯

住民税の申告をして支給対象となったうえで、申請書の提出が必要です。

●手続き期限

11月30日(木)(当日消印有効)

●問合せ先 すこやかセンター内福祉課

防災用ヘルメットおよび救命胴衣購入費補助金

巨大地震や激甚化する気象災害の発生から自らの身を守るため、防災用ヘルメットおよび救命胴衣購入経費の補助を次のとおり実施しています。

●対象となる物

・**防災用ヘルメット**
労働安全衛生法に定められた保護帽の規格における「物体の飛来又は落下による危険を防止するための保護帽」など

・救命胴衣

国土交通省が定める「ライフジャケット等の型式承認試験基準」の承認を受けたものに限る

●対象とならない物

・全体的に通気用の穴が設けられている自転車用のヘルメット
・釣り、水上バイクなどの趣味活動中の身を守ることを目的としているライフジャケット

●対象

村内に住所を有する方
(住民基本台帳に記録または外国人登録原票に登録されている方)

※1人につき各々1回に限り補助(令和4年度～6年度末に限る)

●補助率

購入金額の2分の1の額または2,000円のいずれか低い額

●必要書類

・補助金交付申請書
総務部総務課で配布します。または村公式ホームページよりダウンロードできます。

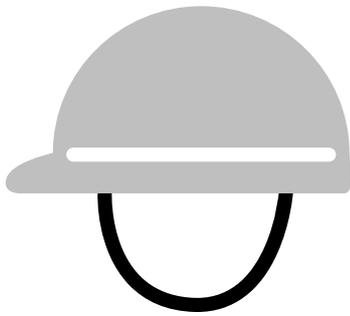
※窓口で申請の場合は、印鑑、補助金の振込先のわかる書類(通帳等)をご持参ください。

・領収書の原本
・製品保証書等の写し
・購入後の写真

※購入年度内に必要書類の提出をお願いします。

●申請・問合せ先

総務部総務課



骨髄・末梢血幹細胞移植ドナーへの助成について

●対象者

骨髄・末梢血幹細胞提供者(ドナー)およびドナーが勤務する事業所に対し、助成金を交付します。

●助成内容

骨髄・末梢血幹細胞の提供時に村内に住所を有するドナー・ドナー(個人事業主を除く)が勤務する国内の事業所(国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人および公立大学法人を除く)

骨髄・末梢血幹細胞の提供のための次に該当する通院等に要した日数について、ドナーにあっては1日につき2万円を、事業所にあっては1日につき1万円を助成します。(1回の骨髄・末梢血幹細胞の提供につき7日を限度とする)

健康診断に係る通院
自己血貯血に係る通院
骨髄・末梢血幹細胞の採取に係る通院または入院
その他骨髄・末梢血幹細胞の提供

供に関し、財団または医療機関が必要と認める通院、入院または面談(ただし、骨髄等の再手術またはこれに関連した医療処置によって生じた健康障害に係る通院等は除く)

●必要書類

・助成金交付申請書
すこやかセンター内保健環境課で配布しています。または村公式ホームページよりダウンロードできます。

・公益財団法人日本骨髄バンクが発行する骨髄・末梢血幹細胞の提供が完了したことを証する書類(骨髄・末梢血幹細胞の提供のための通院等をした日の記載があるもの)

・ドナーとの雇用関係を証する書類(事業所が申請する場合に限る)

●振込通帳の写し

●その他注意点

公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業に限り、骨髄・末梢血幹細胞の提供日から起算して1年以内に申請してください。

●申請・問合せ先

すこやかセンター内保健環境課